

徴収事務を担当する自治体職員が、 徴収事務について効率的に学ぶことができる 業務マニュアル本

債権徴収一元化時代の

市町村税・保険料 徴収実務マニュアル

高橋陽平 著

B5判・184頁 定価:本体2,400円+税

- 国税徴収法・地方税法・国民健康保険法・介護保険法・破産法等の徴収関係法令について、徴収事務に必要な部分のみを凝縮して解説することにより、自治体の徴収事務担当者が業務マニュアルとして手元に置いて活用できる一冊。
- 税だけでなく国保料や介護保険料についてもまとめて解説し、債権徴収一元化に対応。
- 「納期内納付を徹底せよ」「もう待てません」とハッキリ言う等、徴収時の具体的行動までマニュアル化して紹介。

債権徴収一元化時代の

市町村税・保険料 徴収実務マニュアル

高橋陽平
著



重要条文が一目でわかる!

徴収部門へ異動
した方もこれで安心!

ほうれんそう
(報告・連絡・相談)
を守らせよ!

「やさしい徴収吏員」になりたいあなたへ
税も国保も1冊にまとめて解説

第一法規

高齢者医療保険事業の運営に充てるために徴収するものであり、特定の経費に充てるために一定の基準を満たす者全員から徴収する点は目的税と類似しています。

直接サービスを利用するか否かに関わらず広く全員から徴収しなければ制度が成立しないため、これらの債権については、地方税の滞納処分例により処分することとなります。また、滞納処分以外にも、相続による納税義務の承継、繰上徴収、書類の送達、公示送達については地方税法の規定を準用することとなっています。

○国民健康保険法

(滞納処分)

第79条の2 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

○高齢者の医療の確保に関する法律

(滞納処分)

第113条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

○介護保険法

(滞納処分)

第144条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

○地方自治法

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

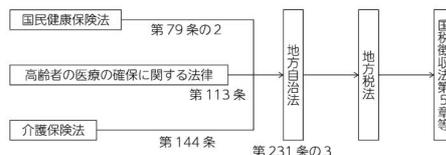
(※第5項から第10項まで省略)

11 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

第11章 国保料や介護保険料も同じく徴収できます — 公課の滞納整理

地方自治法第231条の3第3項では、「分担金」や「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」及びそれに伴う督促手数料、延滞金については「地方税の滞納処分例により処分することができる」とこととされています。これは、自力執行権を有しており自ら財産調査や滞納処分（差押え等）を行うことができることを定めた非常に重要な条文です。

「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」については、国民健康保険料は国民健康保険法第79条の2、後期高齢者医療保険料は高齢者の医療の確保に関する法律第113条、介護保険料は介護保険法第144条、というように個別の法律で定められるのが通常です。



3大保険料に
ついて
たっぷり解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 はじめて税の仕事をする皆さんへ — 租税の基礎知識

- 1.1 租税の意義
- 1.2 租税の根拠
- 1.3 租税の特色
- 1.4 租税の種類
- 1.5 租税の基本原則
- 1.6 税法の法体系

第2章 なぜ徴収事務が必要な? — 徴収を始める前に知っておきたいこと

- 2.1 徴収業務で行うのは、3つの「お」
- 2.2 徴収業務を行う意義
【頑張り!徴税吏員】納期内納付を徹底させよう!
【頑張り!徴税吏員】「ちょっと待って」と言われたら?
- 2.3 徴収事務の流れ
- 2.4 徴税吏員
- 2.5 主として徴収する市税

第3章 日常の徴収事務の流れを覗いてみよう — 徴収事務の一連の流れ

- 3.1 分納管理、納付状況の監視
【頑張り!徴税吏員】「ハウレンソウ」を徹底しよう!
- 3.2 財産調査
- 3.3 差押え
- 3.4 換価
- 3.5 配当と充当
- 3.6 過誤納金の還付と充当
- 3.7 時効と日常の滞納整理業務

第4章 すべてに共通する注意点 — 書類の送達、期間の計算

- 4.1 書類の送達
- 4.2 期間の計算及び納期の特例

第5章 差押えて具体的に何をやるの? — 差押各論

- 5.1 差押えの手続
- 5.2 預金債権の差押え
- 5.3 給料債権の差押え
- 5.4 年金債権の差押え

- 5.5 生命保険の差押え
- 5.6 不動産の差押え
- 5.7 動産の差押え
- 5.8 軽自動車の差押え
- 5.9 自動車の差押え
- 5.10 差押禁止財産
- 5.11 差押えの解除

第6章 早期着手がポイント! — 交付要求と参加差押え

- 6.1 交付要求
- 6.2 参加差押え
- 6.3 交付要求等の解除

第7章 差し押さえた財産を公売しよう — 公売の手続

- 7.1 公売適否の検討
- 7.2 公売公告
- 7.3 見積価額の決定
- 7.4 公売保証金
- 7.5 買受人の制限
- 7.6 入札、開札、最高価申込者の決定
- 7.7 動産の売却決定
- 7.8 不動産等の売却決定
- 7.9 権利移転
- 7.10 完納による売却決定の取消し

第8章 滞納者が亡くなったときはどうすればいいの? — 納税義務の拡張

- 8.1 相続による承継
- 8.2 第二次納税義務

第9章 本当に財産がないときはどうするの? — 滞納処分執行停止

第10章 ちょっと難しい納税緩和措置の話 — 猶予制度、延滞金の減免

- 10.1 徴収の猶予
- 10.2 職権による換価の猶予
- 10.3 申請による換価の猶予
- 10.4 延滞金の減免

第11章 国保料や介護保険料も税と同じく 徴収できます — 公課の滞納整理

- 11.1 社会保障制度の変遷
- 11.2 強制徴収可能な公債権
- 11.3 保険料とその対象者
- 11.4 督促
- 11.5 税法の準用及び税法との相違点

第12章 制度も理解しておこう!国民健康保険 — 国民健康保険の概要

- 12.1 被保険者
- 12.2 短期証と資格者証
- 12.3 保険給付
- 12.4 保険料の徴収

第13章 先に差し押さえられている財産は どうするの? — 納期限、公租公課と他債権の競合

- 13.1 納期、納期限、法定納期限、法定納期限等
- 13.2 公租公課優先の原則
- 13.3 差押先着手、交付要求先着手による租税の優先
- 13.4 法定納期限等以前に設定された担保権の優先
- 13.5 公租公課や抵当権に優先する債権
- 13.6 公租公課と私債権との競合の調整

第14章 破産した場合は回収できないの? — 破産法と破産者の再起

- 14.1 破産手続開始決定
- 14.2 破産管財人
- 14.3 破産者への弁済の禁止
- 14.4 連帯債務者の一人が破産した場合
- 14.5 破産者に対する債権の分類
- 14.6 破産者の再起

第15章 相談に乗るために役所はあるんです — 生活再建型滞納整理に向けて

- 15.1 適正な賦課に向けて
- 15.2 滞納原因に応じた滞納整理
【頑張り!徴税吏員】「やさしい徴税吏員とは?」

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

